

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に係る重要事項説明書

1・事業者の概要

名称 : **株式会社 原商**
住所 : 〒699-0496 島根県松江市宍道町白石 8 1 番地 1 0
代表 : 代表取締役社長 秀浦 義久
電話等 : TEL 0852-66-1113 FAX 0852-66-1124

・事業所の概要

名称 : **株式会社 原商 益田事業所**
住所 : 〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 1 4-7
電話等 : TEL 0856-24-1773 FAX 0856-22-0959
指定を受けているサービス : 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
介護保険事業所番号 : 3 2 7 0 8 0 1 0 9 9
管理者 : 大木伸之
専門相談員 : 常勤換算で 2 以上 (うち 1 名は管理者と兼務)
事務職員 : 1 (非常勤で兼務)
営業日 : 月曜日から金曜日。但し、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 4 日、8 月 13 日から 8 月 15 日を除く。年末年始、盆に関しては年によって異なる可能性があるため毎年の年間カレンダーを関係各位に配布する
営業時間 : 8 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
取扱商品 : 腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、固定用スロープ、歩行器 (車輪あるいはキャスタが付いたものを除く)、単点杖 (松葉づえを除く) 及び多点杖。

通常の事業の実施地域 : 益田市、鹿足郡、浜田市、江津市、萩市 (旧田万川町)

2. 事業の目的

株式会社原商が遂行する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員及びその他の従業員が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正かつ安全な福祉用具を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- (1) 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている住環境などを踏まえた適切な福祉用具の選定を支援し、納入、設置、調整、説明を確実にを行い、利用者の日常生活の向上及び自立した生活を支援する。また、利用者を介護する者の負担の軽減を図れるよう支援する。
- (2) 事業の実施においては、関係自治体、地域の保険・医療・福祉サービス団体・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 職務の内容

- (1) 管理者

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の実施に関し、事務所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう特定福祉用具販売計画を作成し、適切な福祉用具の選定、調整を行うとともにその相談に応じる。

(3) 事務職員

介護給付費等の請求事務及び通信連絡等必要な事務を行う。

5. 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供方法

(1) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を把握し、居宅サービス計画にもとづいて個々のサービスの目標、達成するための内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得た上で交付する。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービスの内容に沿って作成する。また当該計画に記された目標の達成状況を確認する。

(2) 一部の特定福祉用具販売（固定用スロープ、歩行器〈車輪あるいはキャスターが付いたものを除く〉、単点杖〈松葉づえを除く〉及び多点杖）の提供にあたっては、販売と貸与のいずれかを選択できるものとし、選択にあたっては利用者に対し、メリット・デメリットを含め十分に説明を行うとともに、必要な情報を提供する。また医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行う。

(3) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、専門的知識に基づき、取扱説明書によって用具の機能、安全性、取り扱い方法などを明確に説明し、取扱説明書を交付する。

(4) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、提供の前に必ず点検を行う。

(5) 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供にあたっては、利用者からの要望等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要であれば使用方法の再指導、用具の交換・修理（メンテナンス）等を適宜行う。

6. 料金等

(1) 料金

特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を販売提供した場合の料金は、別冊カタログの記載料金の通りとし、当該福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、その方の介護保険負担割合証の負担割合に基づく額とする。

(2) その他の費用

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求する。福祉用具の搬入あるいは搬出において特別な措置が必要である場合は、当該措置に関する費用を利用者が負担する。あるいは、利用者の都合により福祉用具の移動を行う場合には、当該措置に関する費用を利用者が負担する。以上の場合は利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で同意を得る。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ず

る。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定している。

〔虐待防止に関する責任者：管理者 大木伸之〕

- (2) 虐待防止のための指針の整備をしている。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施している。
- (4) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8. 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、衛生的な管理に努める。
- (2) 事業所の設備について、衛生的な管理に努める。
- (3) 事業所は、事業所において感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策検討委員会を概ね6月1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9. 事業継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

10. 身体拘束の制限と記録

事業者は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

11. 事故発生時・緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中に、利用者に急変緊急を要する事が生じた場合には、速やかにご家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先、利用者に係る居宅介護支援事業者にも連絡を行うものとする。
- (2) 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこなう。また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

9. 秘密保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、利用者に対する特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をもちいる場合は、事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い誠実に対応する。なお、利用者の家族の個人情報についても同様とする。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用期間とする。

10. 苦情・相談に対応する措置の概要

苦情や相談等が利用者からあった場合は直ちに専門相談員が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、具体的な対応を行う。また苦情の内容、その対応の記録を保管し再発の防止を図る。

【苦情相談窓口】

（事業所窓口）

株式会社原商 益田事業所 TEL 0856-24-1773

（行政窓口）

島根県国民保険団体連合会 TEL 0852-21-2811

益田市 高齢者福祉課 TEL 0856-31-0218

津和野町健康福祉課 TEL 0856-72-0651

吉賀町 保健福祉課 TEL 0856-77-1165

11. 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具相談員はサービス提供にあたって、次の行為は出来ない。

- （1） 医療行為
- （2） 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- （3） 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受、及び利用者居宅での飲酒、飲食等
- （4） 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- （5） 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- （6） その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12. 身分証明書携帯

事業者の従業員は身分証を携行し、初回訪問時及び利用者あるいは利用者の家族から掲示を求められた時は、身分証の掲示を行う。

13. 第三者評価の実施状況

提供しているサービスの第三者評価は実施していない。